徳島県病院事業管理者 片 岡 善 彦 殿

徳島県個人情報保護審査会 会 長 上 原 克 之

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について (答申)

平成25年8月8日付け徳病総第241号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

オンライン結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項(条例第8条 第2項第3号関係)について

諮問された事項については、公益上の必要性があり、かつ、オンライン結合の基準に則し個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていることが認められます。

なお、オンライン結合による個人情報の提供を実施するに当たっては、個 人情報の適正な取扱いが徹底されるよう次の事項について要望します。

- 1 診療情報の提供に当たっては、医療に必要な範囲に限定した提供が徹底して行われるよう規則等に規定すること。
- 2 提供業務に従事する職員等に対する十分な指導や研修を実施し、個人情報の適正な取扱いが徹底されること。
- 3 西部圏域医療情報ネットワークにおいては、診療情報の提供を受ける医療機関の機器等のセキュリティ環境の安全性について、定期的に確認を行うこと。

オンライン結合による提供制限の例外に関する事項(条例第8条第2項第3号関係)

(特定のものに対する提供)

番号	システム等の名称	提供する個人情報 の対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供 制限の例外を認める理由
1	総合メディカルゾーン医療連携システム	県立中央病院の患者	徳島大学病	○徳島大学院とととととととととととととととととととととととととととととととととととと
2	西部圏域医療情報ネットワーク	県立三好病院の患者	ネットワー ク参加医療 機関	 ○西部圏域において県民に提供する医療の質の向上と地域完結型医療の提供体制を構築するためには、県西部の医療機関が、検査内容・処方・画像などの診療情報を迅速かつ円滑に共有できるようにするため、オンラインの利用が必要である。 ○提供する診療情報は、医療に必要な範囲に限定されている。 ○診療情報の提供は、県立三好病院の

利用・提供を禁止する措置が講じら れている。				医師又は医師の指示を受けた職員が行うこととされており、システムの利用者ごとにID、パスワードを設定し、データへのアクセス権限を制限するなどの保護措置が講じられることとなっている。 〇提供先は、ネットワーク参加医療機関に限定され、診療情報の閲覧は医師が行うこととされており、システムの利用者ごとにID、パスワードを設定し、データへのアクセス権限を制限するなどの保護措置が講じられることとなっている。 〇提供するデータの暗号化等により、データの漏えい、提供先におり、データの漏えい、提供先におい、規則等の整備により、職員の目的外利用・提供を禁止する措置が講じられている。
-----------------------------	--	--	--	---

徳島県個人情報保護審査会審議経過

□	開催年日	内容
第53回	平成25年 8月22日	諮問 審議
第54回	9月27日	審議
第55回	10月23日	審議

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏		名	職	業	等	備	考
井	関	佳穂理	公認会計	士			
上	原	克之		大学院ソシオ ド・サイエン <i>フ</i>		会	長
加	渡	いづみ		学短期大学部講 テドバイザー	師		
鈴	木	亜佐美	弁護士				
古	田	修一	徳島文理	是大学総合政策	学部教授	会長職	战務代理者

(五十音順)